

# 平成29年 第3回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成29年3月24日（金）14時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 本館 3階 大会議室
3. 出席委員 8名  
会 長 2番 縣 次 男  
副 会 長 11番 大 塚 弘 士  
  
委 員 1番 大 津 雄 司  
4番 坂 本 成 一  
6番 麻 生 俊之輔  
7番 二ノ宮 政 広  
8番 安 部 義 浩  
9番 江 藤 国 子
4. 欠席委員  
3番 姫 野 康 二  
5番 高 田 英  
10番 小 野 恵美子
5. 議事参与が制限された委員数 1名

## 6. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長挨拶
- (3) 議 事
  - ① 農地法第18条の規定による合意解約通知について
  - ② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の審議
  - ③ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請の審議
  - ④ 非農地判断の審議
  - ⑤ 農用地利用集積計画（貸借権設定）の審議
  - ⑥ 農用地利用集積計画決定（農地中間管理事業）の審議
  - ⑦ 農用地利用配分計画決定（農地中間管理事業）の審議
- (4) その他

## 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 須藤啓司、次長 後藤義一、主幹 大嶋陽一、主事 田代正太郎

## 8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 8名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成29年第3回由布市農業委員会総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 6番の麻生俊之輔委員さんをお願いしたいと思います。よろしく、お願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第7までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしくお願いします。

#### ■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について」

(議案第1号 1件)

議 長

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、議案朗読説明。

議 長

議案1号につきましては、報告ということでした承いたいただきたいと思えます。

#### ■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第2号～10号 9件)

議 長

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、9件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。  
議案2号～10号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

議 長

議案第2号につきましては、説明の方を議席番号8番 安部義浩委員さんよりお願いします。

8番 安部義浩委員

議案2号について説明します。渡し人は80歳近い高齢で、後継者は3・4年前に亡くなっています。農業はしておりません。受人は申請地の付近の農地を所有しており、機械も持っているのです、問題はないと思いますので、審議をお願いします。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

議 長

議案第3号につきましては、説明の方を事務局よりお願いします。

事 務 局

娘婿が耕作していたのですが、亡くなってしまい、作れる方がいない状況でした。地区でさがしていたところ、受人の知り合い経由で話ができ、今回の申請になった。農家の三男で機械もありますし、知り合いの方も農機具を貸すとの事なので、問題はないと考えます。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

議 長

議案第4号につきましては、説明の方を議席番号6番 麻生俊之輔委員さんよりお願いします。

6番 麻生俊之輔委員

議案番号4を説明します。渡し人が地区の人に貸していたのですが、農業が難しくなり戻ってきてしまった。地区で探したが見つからないので、不動産屋に相談したところ、受人の方と話のできたので、今回の申請になった。審議をお願いします。

議 長

質疑を受けます。

4番 坂本成一委員

新規就農者との事ですが、機械は大丈夫ですか。

事 務 局

機械については購入する予定となっております。

議 長  
他に質疑はありませんか。  
(ありません。)  
それでは、承認される委員の挙手を求めます。  
挙手・多数により承認します。

議 長  
議案第5号につきましては、説明の方を議席番号6番 麻生俊之輔委員さんよりお願いいたします。

6番 麻生俊之輔委員  
議案番号5番を説明します。渡し人と受人は近所で、申請地が受人の家に近い為、規模拡大の為、今回の申請になりました。審議をお願いいたします。

議 長  
質疑を受けます。  
(ありません。)  
それでは、承認される委員の挙手を求めます。  
挙手・多数により承認します。

議 長  
議案第6号につきましては、説明の方を議席番号6番 麻生俊之輔委員さんよりお願いいたします。

6番 麻生俊之輔委員  
渡し人が高齢になったので、受人の息子に贈与するという案件です。審議をお願いいたします。

議 長  
質疑を受けます。  
(ありません。)  
それでは、承認される委員の挙手を求めます。  
挙手・多数により承認します。

議 長  
議案第7号につきましては、説明の方を議席番号4番 坂本成一委員さんよりお願いいたします。

4番 坂本成一委員  
渡し人は会社経営もしておりまして、田を減らしたいと考えていました。申請地は受人の家の前なのですが、受人から買いたいと渡人に相談があり、今回の申請になりました。

議 長  
質疑を受けます。

8番 安部義浩委員  
議案の理由にある規模縮小の為というのは渡人の理由でいいですか。

事務局  
そうです。今後分かりやすくなるようにします。

議長  
ほかに質疑はございませんか。  
(ありません。)  
それでは、承認される委員の挙手を求めます。  
挙手・多数により承認します。

議長  
議案第8号につきましては、説明の方を私から致します。

渡人の方は高齢で農業が難しくなっていて、受人の方は家が湯布院にあり、かなり田んぼを増やしていっているので、問題ないと考えます。

質疑を受けます。

4番 坂本成一委員  
受人の住所が福岡になってますが。

議長  
福岡で会社を持っているのですが、家は湯布院にあります。農業も一生懸命しておりますし、ライスセンターもしています。問題ないかと思えます。

他に質疑はありませんか。  
(ありません。)  
それでは、承認される委員の挙手を求めます。  
挙手・多数により承認します。

議長  
議案第9号につきましては、説明の方を事務局よりお願いします。

事務局  
渡人と受人は兄弟です。受人の方が作っていたのですが、未登記でした。正式に契約するためのものです。5反未満ですが、貸借を入れると5反になるので、問題ありません。

議長  
質疑を受けます。  
(ありません。)  
それでは、承認される委員の挙手を求めます。  
挙手・多数により承認します。

議長  
議案第10号につきましては、説明の方を私から致します。

渡人と受人は親戚です。受人の家の前の土地なので買いたいとのこと。機械もありますし、元気なので問題ないです。

議 長  
質疑を受けます。  
(ありません。)  
それでは、承認される委員の挙手を求めます。  
挙手・多数により承認します。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」  
(議案第11号 1件)

議 長  
日程第3 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局  
日程第3 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議案11号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長  
議案第11号につきましては、説明の方を議席番号6番 麻生俊之輔委員さんよりお願いします。

6番 麻生俊之輔委員

議案番号11の説明をします。貸し人は大分ですが、母親が地元に住みます。資料が1ページから4ページにあるのですが、もう一人の貸し人は高岡の人ですが、隣地同意もあるので、問題ないと考えます。

議 長  
質疑を受けます。

8番 安部義浩委員

資料の4ページに九電の書類が添付されてますが、日付がだいぶ古いのですが、まだ着工してないですね。

事務局  
着工してません。付けた資料は、接続が確実にできることを確認するためのものです。

議 長  
ほかに質疑はありませんか。  
(ありません。)  
意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。  
挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第4 「非農地証明の発行について」

(議案第12号～14号 3件)

議長

続きまして、日程第4 非農地証明の発行について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第4 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議案12号～14号は、農地法第2条第1項の対象とならない土地と判断され、問題はないと考えます。

議長

議案第12号につきましては、説明の方を事務局よりお願いします。

事務局

この土地は議案3号の3条の残りなのですが、この4筆は耕作できないので、3条許可をすることができないので、非農地として欲しいとの事です。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議長

議案第13号につきましては、説明の方を私から致します。

写真は11ページで、現地を確認しましたが、雑木が多く、草も繁茂しているので、やむを得ないかな。という状態です。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議長

議案第14号も、私から説明をします。

写真は13・14ページです。申請人の父親が亡くなってから永く作ってないので、非農地とせざるを得ない状況です。

議 長  
質疑はありませんか。  
(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという  
ことで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。  
挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

■日程 第5 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」  
(議案15号から36号 22件)

議 長  
日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、22件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局  
日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定） 議案朗読説明。

議案15号～36号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている  
と考えます。

議 長  
議案15号から25号については利用権継続設定の案件ですので、議案15号から21号  
まで一括で皆様から質疑を受けたいと思います。  
(ありません。)  
承認される委員の挙手を求めます。  
挙手多数により承認いたします。

議案22号は私が農業委員会 会議規則第12条の議事参与制限により退席しますので、  
副会長は議事進行をお願いします。

11番 大塚弘士副会長

議案22号については、県会長が農業委員会 会議規則第12条により議事参与制限を受  
けるので退席致しました。

議案22号について質疑を受けます。  
(ありません。)  
承認される委員の挙手を求めます。  
挙手多数により承認いたします。

県会長お入りください。  
議案22号につきましては挙手多数により承認されましたことを報告します。

議 長  
議案23号から25号まで一括で質疑があればお受けします。  
(ありません。)  
承認される委員の挙手を求めます。  
挙手多数により承認いたします。



議 長  
議案 26号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局  
親子間の使用貸借です。各種申請を出すにあたっての申請です。

議 長  
質疑はありませんか。  
(ありません。)  
承認される委員の挙手を求めます。  
挙手多数により承認いたします。

議 長  
議案 27号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局  
同世帯内の使用貸借です。各種申請を出すにあたっての申請です。

議 長  
質疑はありませんか。  
(ありません。)  
承認される委員の挙手を求めます。  
挙手多数により承認いたします。

議 長  
議案 28号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局  
既に借人が耕作していたのですが、各種申請を出すにあたっての正式契約の申請です。

議 長  
質疑はありませんか。  
(ありません。)  
承認される委員の挙手を求めます。  
挙手多数により承認いたします。

議 長  
議案 29号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局  
借人は旦那と夫婦経営をしております。申請者が貸人のハウスを借り受けこれからやっていく申請です。以上です。

議 長  
質疑はありませんか。

1番 大津雄司委員  
受人の方は既に農業経営しているのに経営面積が0なのですが。

事務局  
今回は妻の申請で、妻の経営面積は0なので。

議長  
ほかに質問はありませんか。  
(ありません。)  
承認される委員の挙手を求めます。  
挙手多数により承認いたします。

議長  
議案 30号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局  
借受人は既に申請地を耕作しておりまして、ライスセンターもしているので、なんら支障はないと考えます。

議長  
質疑はありませんか。  
(ありません。)  
承認される委員の挙手を求めます。  
挙手多数により承認いたします。

議長  
議案 31号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局  
借受人は広く農業をしておりますので、なんら支障はないと考えます。

議長  
質疑はありませんか。  
(ありません。)  
承認される委員の挙手を求めます。  
挙手多数により承認いたします。

議長  
議案 32号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局  
借受人は既に申請地を耕作しています。議案9号の3条申請と併せて正式に契約するようにしたとの事です。

議長  
質疑はありませんか。  
(ありません。)  
承認される委員の挙手を求めます。  
挙手多数により承認いたします。

議 長  
議案 33号について、説明を事務局よりお願いします。

事 務 局  
議案 32号と同様の理由です。

議 長  
質疑はありませんか。  
(ありません。)  
承認される委員の挙手を求めます。  
挙手多数により承認いたします。

議 長  
議案 34号について、説明を事務局よりお願いします。

事 務 局  
議案 32号と同様の理由です。

議 長  
質疑はありませんか。  
(ありません。)  
承認される委員の挙手を求めます。  
挙手多数により承認いたします。

議 長  
議案 35号について、説明を事務局よりお願いします。

事 務 局  
借受人の方は推進委員さんで、しっかり農業をしておりますので、借受人がすることにならんら支障はありません。

議 長  
質疑はありませんか。  
(ありません。)  
承認される委員の挙手を求めます。  
挙手多数により承認いたします。

議 長  
議案 36号について、説明を事務局よりお願いします。

事 務 局  
借受人が以前から耕作しています。機械もありますので支障はありません。

議 長  
質疑はありませんか。  
(ありません。)  
承認される委員の挙手を求めます。  
挙手多数により承認いたします。

■日程 第6 「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」  
(議案37号38号 2件)

議 長

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）、2件あります。  
事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分） 議案朗読説明。  
議案37号38号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

議案37号について質疑はありませんか。  
(ありません。)  
承認される委員の挙手を求めます。  
挙手多数により承認いたします。

議 長

議案38号について質疑はありませんか。  
(ありません。)  
承認される委員の挙手を求めます。  
挙手多数により承認いたします。

■日程 第7 「農用地利用配分計画について（農地中間管理事業分）」  
(議案39号40号 2件)

議 長

日程 第7 農用地利用配分計画について（農地中間管理事業分）、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第7 農用地利用配分計画について（農地中間管理事業分） 議案朗読説明。

議 長

議案39号について質疑はありませんか。  
(ありません。)  
意見無しとして答申してよい委員の挙手を求めます。  
挙手多数ですので、意見無しとして答申致します。

議 長

議案40号について質疑はありませんか。  
(ありません。)  
意見無しとして答申してよい委員の挙手を求めます。  
挙手多数ですので、意見無しとして答申致します。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。